

任期付職員（広報・渉外部情報システム課長）公募

1. 所属	日本学術会議事務局広報・渉外部
2. 職名	情報システム課長
3. 雇用形態	任期付職員（任期付専門員）
4. 募集人数	1 名
5. 勤務場所	日本学術会議（東京都港区六本木 7-22-34）
6. 職務内容	今回募集する職員には、以下の業務を行っていただきます。 (1) 日本学術会議が利用・運用する情報システムや情報ネットワークの整備・管理 (2) クラウドサービスの導入に関する検討 (3) 日本学術会議の情報セキュリティ対策、点検、研修の実施、セキュリティインシデント発生時の対応
7. 応募要件	(1) 「6. 職務内容」に主体性、責任感をもって専従する意思を持つこと。 (2) 大学卒業程度又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方。 (3) 国の行政機関、地方公共団体、又は民間企業等において、実務経験が概ね 15 年以上あること。 (4) IT 環境の企画及び立案に係るチームリーダーとしての実務経験が 5 年以上あること。 (5) Microsoft 365、Microsoft SharePoint についての知識を有していること。 (6) パソコン操作（ワード、エクセル等）に十分習熟していること。
8. 採用日	令和 9 年 1 月 1 日（要相談）
9. 契約期間	2 年 ただし、能力、勤務成績、その他の事情を考慮し、契約期間を延長する可能性があります。
10. 試用期間	採用日から 6 か月間
11. 勤務形態	(1) 勤務時間（要相談） 9 時 30 分～18 時 15 分（12 時 00 分～13 時 00 分までの 60 分は休憩時間） ※ 必要に応じて正規の勤務時間以外の時間に勤務を命じることがあります。 ※ フレックスタイム制による勤務可。 (2) 休日 土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで） (3) 休暇 年次有給休暇（在職期間に応じて付与） 病気休暇 特別休暇

12. 給与	日本学術会議職員給与規則等に基づき、俸給及び諸手当を支給 (1) 俸給 ・ 俸給は月額とし、事務職俸給表を適用 ・ 学歴、能力、経験及び他の職員との均衡を考慮するほか、職務の複雑、困難及び責任の度等を総合的に勘案し、336 千円～467 千円の範囲で格付け (2) 諸手当 以下の諸手当のうち、該当する諸手当を支給します。 業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当、在宅勤務等手当
13. 給与支給定日	毎月 16 日 支給定日が休日に当たるときは、その月の 15 日以降の日のうち、その日に最も近い支給定日とします。
14. 社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に加入。
15. 選考方法	書類審査後、面接審査を実施します。 ・ 書類審査 令和 8 年 11 月 6 日（金）までに実施予定 ・ 面接審査 令和 8 年 11 月 9 日（月）～16 日（月）に実施予定 ※ 書類審査の結果、面接審査を行うこととなった方のみ、令和 8 年 11 月 6 日（金）までにご連絡いたします。
16. 応募要領	<提出期限：令和 8 年 11 月 2 日（月）> (1) 履歴書（市販の用紙で可、写真添付） (2) 志望理由について記した小論文（400 字程度、任意様式） (3) 職務経歴書（これまでに従事した業務内容 及び 上記「7. 応募資格」を満たす業務実績を具体的に記述したもの、任意様式） ※ 応募書類における個人情報、選考手続き及び採用後の人事労務管理を目的として利用するものであり、第三者に開示はいたしません。 ※ 応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。責任をもって破棄いたします。
17. 応募資格	次のいずれかに該当する方は、応募できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (4) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

18. 提出方法	(1) 提出方法 郵送（持ち込み不可。封筒表面に「任期付職員募集書類在中」と朱書きしてください。） (2) 書類送付先 〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34 日本学術会議事務局管理部総務課総務・人事係 宛て
19. 問合わせ先	日本学術会議事務局管理部総務課総務・人事係（代表） 03-3403-3793
20. その他	上記の他の労働条件については、日本学術会議職員就業規程等関連規程によります。以上の労働条件等については、本採用情報掲載時点のものであり、変更の可能性があります。